

長野工業高等専門学校科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学の資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、入学しようとする日の2週間前までに、校長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 有識者は、所属長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考は、面接試験その他の方法により行う。

(入学許可)

第6条 前条による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに関係書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。

2 前項の履修期間に引き続き履修を希望する者は、改めて科目等履修生入学願書及び検定料を添えて校長に願い出なければならない。

(履修科目)

第8条 科目等履修生が履修できる授業科目等については、別に定める。

(単位の認定)

第9条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 修得した単位及び在学期間等については、本人の請求により所定の証明書を交付する。

(授業料の納付)

第10条 科目等履修生は、所定の期日までに、履修を許可された授業科目に係る授業料の全額を納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は学則及び学内諸規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校科目等履修生規程（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。